

コンプライアンス宣言

当センターは、良好な住環境の整備と建築物の安全性の確保を図るとともに、住まい・まちづくりに関する情報の提供及び相談を通じて、県民が安全で安心して生活できる地域社会の形成に寄与することに努めてまいります。

私たち役職員は、事業を遂行するに当たって守るべき重要な事項を次の通り定め、あらゆる局面において、法令、当センターの社訓及び規程のみならず、社会の一員として守るべき社会規範・倫理を遵守することを宣言します。

1 信頼の確保

業務を遂行するに当たり、健全に運営し、社会からの信頼の確保に努めます。

2 コンプライアンスの徹底

法令、社訓及び規程を遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公平・公正な事業活動を行います。

3 事業活動に関する情報の開示

事業活動に関する情報を適切かつ公正に開示し、その透明性を高めます。

4 情報の適正な管理

個人情報については、法令に基づいて取得・保有・利用し、個人情報をみだりに他に知らせたり、不当な目的に利用しません。また、業務上知りえた相手先の機密情報を他に漏洩しません。

5 問題発生時への迅速かつ適確な対応

問題への対応に当たっては、速やかに事実関係を把握し、その解決のため、迅速かつ適確に行動します。また、同じ問題が起こることのないように再発防止に取り組みます。

6 不当な要求への対応

反社会的勢力からの違法・不当な要求に対しては毅然とした態度で対応します。

制定日：平成26年8月1日
一般財団法人にいがた住宅センター
理事長 米山 廣夫